

第1編 総則・防災組織

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、室蘭市防災会議が作成するものであり、室蘭市の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に所在する特定事業所を除く。）における地震・津波、風水害等の災害に係る予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、市及び防災関係機関がその機能の全てをあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するための基本的事項を定め、本市の防災に万全を期すことを目的とする。

【参考】

用語の定義（基本法第2条及び逐条解説より）

- ・災害： 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（政令：放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）
- ・防災： 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- ・その他の異常な自然現象： 冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈没等
- ・その他の大規模な事故： 旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等

第2節 計画の構成

この計画は本編のほか次の各編から構成する。

- 1 風水害防災計画編
- 2 地震・津波防災計画編
- 3 事故災害防災計画編
- 4 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成21年4月1日北海道条例第8号）
石油コンビナート法	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
市防災会議	室蘭市防災会議
市本部（長）	室蘭市災害対策本部（長）
市計画	室蘭市地域防災計画
道計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	室蘭市防災会議条例（昭和38年4月8日条例第8号）第3条に定める委員の属する機関

要配慮者 高齢者、障がい者及び乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第5節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

(1) 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
北海道開発局 室蘭開発建設部	① 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ② その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ③ 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること。 ④ 災害発生時の地域防災支援に関すること。
室蘭海上保安部	① 港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること。 ② 被災状況の調査に関すること。 ③ 海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること。 ④ 船舶交通の安全確保に関すること。 ⑤ 要請に基づき、または独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること。
北海道運輸局 室蘭運輸支局	① 鉄道、自動車運送事業、倉庫、船舶施設の安全確保に関すること。 ② 災害時における陸上輸送及び海上輸送並びに倉庫施設利用の連絡調整を図ること。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整を図ること。 ④ 災害時における自動車車検証の有効期間に関すること。
室蘭地方气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。

	と。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
室蘭労働基準監督署	① 災害時における事業所、工場等の労働災害に対する対策及び措置に関すること。

(2) 自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第7師団 第71戦車連隊	① 情報収集又は派遣準備等を行うこと。 ② 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信等の支援活動を行うこと。 ③ 防災訓練への協力。

(3) 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域創生部地域政策課	① 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関すること。 ② 市長の実施する応急措置の調整等に関すること。 ③ 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。 ④ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ⑤ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	① 所轄する道路、河川、漁港、海岸、急傾斜地の整備・管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ② 土砂災害警戒情報の発表に関すること。
胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	① 災害時における防疫活動の実施に関すること。 ② 災害時における救急医療の調整に関すること。 ③ 救助法の救助実施の指導に関すること。 ④ 救助法等に基づく従事命令等の行使に関すること。

(4) 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
北海道警察 札幌方面室蘭警察署	① 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 ② 災害情報の収集に関すること。 ③ 災害警備本部の設置運用に関すること。 ④ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ⑤ 犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑥ 危険物に対する保安対策に関すること。 ⑦ 広報活動に関すること。 ⑧ 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

(5) 室蘭市

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭市	<ul style="list-style-type: none"> ① 市防災会議に関すること。 ② 市本部の設置並びに組織運営に関すること。 ③ 防災に関する組織の整備、資材、物資の備蓄等、その他災害予防応急対策の総合調整に関すること。 ④ 自主防災組織の充実を図ること。 ⑤ 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 ⑥ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
室蘭市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関すること。 ② 避難等に係る教育施設の使用に関すること。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。 ④ 災害時における応急教育に関すること。

(6) 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 室蘭郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ① 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。 ② 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保に関すること。 ③ 郵便の非常取り扱いに関すること。
日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること。 ② 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。 ③ 災害義援金品の募集（配分）に関すること。 ④ 日赤奉仕団の育成指導に関すること。
北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支社 室蘭総合鉄道部	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関への支援に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常及び緊急通信の取扱いに関すること。 ② 災害時における電話利用の制限、並びに重要通信網の確保に関すること。

関係機関名	事務又は業務の大綱
日本放送協会 室蘭放送局	① 予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等の報道に関すること。 ② 災害時における地域住民への被害情報及び安否情報等の放送に関すること。
日本通運(株) 道南支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。
北海道電力ネットワーク(株) 室蘭支店	① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力供給の確保に関すること。

(7) 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭ガス(株)	① ガス供給施設の防災対策に関すること。 ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること。
公益社団法人 室蘭市医師会	① 災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人 室蘭歯科医師会	① 災害時における歯科救急医療に関すること。
一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。
一般社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	① 災害時における家庭動物等の対応に関すること
一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援に関すること。
社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会	① 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。
室蘭市建設業協会	① 災害時における応急対応業務に関すること
室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)	① 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

(8) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保守及び保安に関すること。
港湾関係施設の管理者	① 港湾関係施設の災害予防に関すること。 ② 災害時における港湾関係施設の保守に関すること。
室蘭地区排出油等災害対策協議会	① 排出油等防除に関する連携及び調整。
日本水難救済会室蘭救難所	① 港湾及び沿岸等における水難救助に関すること。

第7節 市民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家族、民間の事業者や団体等様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

① 家庭において

- ア ハザードマップを活用し避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法などを確認しておく。
- イ 風水害及び地震・津波に備え、住宅の点検と補修及び家具の固定などに努める。
- ウ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄と救急用品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器等の非常持出用品の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保をする。
- エ 寝室等には、住宅用火災警報器を設置する。
- オ 火気器具の点検及び火気周辺に可燃物を置かない等の注意をするとともに、消火器を備えておく。
- カ 行政や地域が行う防災訓練や防災学習会などに進んで参加する。
- キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

② 地域（町内会・自治会）において

- ア 隣近所の人と、災害時における集団避難、安否の確認などの相互協力について確認しておく。
- イ 自主防災組織を結成し又は町内会・自治会において、次の活動を行う。

- a ハザードマップを活用した防災訓練・防災学習会などの企画・実施。
- b 崖崩れ危険区域、ブロック塀等、地域の災害要因の把握。
- c 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり。
- d 計画的な備蓄の実施。

(2) 災害時の対応

① 家庭において

- ア 地震の場合は、まずは我が身と家族の安全を図った後、火の始末をする。
- イ 津波注意報、警報が発表された時や強い揺れを感じたら、直ちに海岸及び川岸から離れ安全な所に避難する。
- ウ 火が出たら、119番通報と近所に知らせるとともに初期消火に努め、天井に火が燃え移ったらすぐ避難する。
- エ 台風や大雨の場合は、テレビ、ラジオ等で気象情報を確認する。
- オ 避難するときは徒歩で、又持物はできるだけ少なくする。
- カ 隣近所の人と助け合って行動し、安否の確認や応急救護に努める。

② 地域（自主防災組織、町内会・自治会）において

- ア 地域の被災状況を把握して消防又は警察に通報するとともに、地域住民に伝達して避難の誘導を行う。
- イ 地域の負傷者・避難行動要支援者の救助と、避難の支援を行う。
- ウ 火が出たら消防車が来るまで初期消火に努める。
- エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築など、防災機関の応急対策に協力する。
- オ 災害ボランティア活動への参加又は支援など、地域の活動に貢献する。

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物質や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や来客・施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域社会への貢献など、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施

するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時の行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- ② 定期的に防災訓練や避難訓練を実施するとともに、従業員に対する防災教育を行う。
- ③ 食料、飲料水等の備蓄に努める。
- ④ 不特定多数の人が出入りする事業所では、入場者の安全確保対策を講じておく。
- ⑤ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。

(2) 災害時の対応

- ① 事業所の被災状況を把握する。
- ② 従業員及び来客・施設利用者に対して災害情報を提供する。
- ③ 来客・施設利用者の避難誘導及び救助活動を実施する。
- ④ 事業所又は近所で火災が発生した場合は、初期消火に努め又は消火活動に協力する。
- ⑤ 災害ボランティア活動への参加又は支援など、地域社会への貢献及び防災関係機関の活動に協力する。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、室蘭市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第2章 室蘭市の概況

第1節 位置

室蘭市は、北海道の南西部、内浦湾（噴火湾）に面し、西に向かって突出した半島と、その北部の丘陵地帯からなっている。

面積	広 ぼ う		位 置	
	東 西	南 北	東 西	南 北
81.01km ²	11.97km	15.17km	東 141 度 03 分 16 秒 西 140 度 54 分 29 秒	南 42 度 18 分 04 秒 北 42 度 26 分 14 秒

第2節 地勢

北部は、輪西低地帯及び室蘭港岸からはじまり、鷺別、チマイベツ両河川に挟まれ、北行するにしたがって次第に狭まり、三角形状を呈している。この地域内のほとんどが小山丘陵をなし、南方から北方に向かって隆起し、緩傾斜が続いて海拔 911.0m の鷺別岳に至る。陣屋、本輪西、東町に平坦地があるが、他は丘陵が海際まで接近している。

南部は、輪西低地帯から南西に伸びる絵鞆半島一帯で、北西面に屈折して北部との間に室蘭港を形成している。

南部の最高地点は海拔 199.6m の測量山で、半島丘陵の分脈をなすものに、西は祝津岬丘陵、東はイタンキ丘陵及び室蘭丘陵がある。

第3節 地質

室蘭市域の地質は次のように区分できる。

- * 第三紀層からなる軟岩盤地帯＝谷底低地、海岸低地、埋立地などを除く蘭西地区
- * 室蘭岳噴出物などからなる第四紀洪積層（半固結岩）地帯＝白鳥台、八丁平などの
蘭北台地
- * 第四紀沖積層（半固結土）地帯＝中島神社周辺、平地上に突出する小丘を除く蘭東地区の大部分。特に東町、寿町周辺は軟弱地盤

第4節 気象

春（4月～6月）は、一般に温暖で晴天の日が多いが、5月から7月には時々海霧が発生し、肌寒い天気になることがある。

夏（7月～8月）は、温暖な日が多いが、三方が海に囲まれているため、最高気温が30℃以上になることはまれである。降水量は8月が年間を通じて最も多くなる。

秋（9月～10月）も一般に晴天が多い。しかし、夏から秋にかけて台風災害がしばしば起こっており、特に昭和29年9月26日の15号台風（洞爺丸台風）では、室蘭で南の風37.2%（最大瞬間風速55.0%）が記録されている。又、低気圧や前線の通過による大雨災害もたびたび発生している。

冬（11月～3月）は、一般に西よりの季節風が強いが、降雪は少ない。特に発達した低気圧の通過後、冬型の気圧配置が強まるときは季節風が強くなり、海上のしけが続く。

室蘭市の気象の月別平年値

要素	気圧 (hpa)	降水量 (mm)	気温 (℃)			風向・風速 (m/s)					日照 時間	大気現象		
	平均	合計	平均	最高	最低	平均	最多 風向	各階級の日数			合計	雪 日数	霧 日数	雷 日数
								≥ 10.0 m/s	≥ 15.0 m/s	≥ 20.0 m/s				
資料 年数	30	30	30	30	30	30	21	30	30	30	30	30	30	30
1月	1007.1	54.9	-2.0	0.3	-4.2	5.8	北西	13.2	2.2	0.1	89.7	28.7	0.0	0.2
2月	1007.5	43.0	-1.9	0.5	-4.1	5.2	西北西	9.5	0.9	0.0	121.9	25.7	0.4	0.1
3月	1007.8	48.2	0.9	3.9	-1.5	4.9	西北西	8.9	1.4	0.1	181.6	22.1	0.8	0.1
4月	1007.2	75.1	5.8	9.5	2.9	4.5	西北西	6.8	0.4	0.0	194.2	6.8	4.1	0.2
5月	1005.4	101.3	10.2	14.3	7.2	4.2	東北東	5.1	0.1	0.0	194.1	0.1	7.2	0.6
6月	1004.1	107.5	14.0	17.5	11.5	3.7	東北東	1.7	0.0	0.0	156.5	0.0	9.8	0.8
7月	1003.3	165.1	17.9	20.9	15.8	3.7	東北東	1.6	0.1	0.0	128.0	0.0	9.9	1.0
8月	1004.7	192.8	20.5	23.4	18.5	3.5	東北東	1.5	0.1	0.0	143.0	0.0	6.5	1.5
9月	1007.6	164.4	18.0	21.1	15.4	4.0	北西	4.0	0.5	0.1	167.8	0.0	1.0	1.0
10月	1009.7	93.0	12.6	15.7	9.6	4.7	北西	8.5	1.1	0.1	170.2	1.5	0.1	1.9
11月	1009.9	75.2	6.1	8.9	3.3	5.7	西北西	13.6	2.7	0.3	105.0	12.9	0.1	1.0
12月	1008.2	64.4	0.5	2.9	-1.8	6.0	西北西	15.4	2.9	0.1	74.4	25.9	0.0	0.2
年	1006.9	1184.8	8.6	11.6	6.0	4.7	西北西	89.9	12.3	0.9	1725.2	123.6	39.9	8.4

注：データは1981年～2010年の30年間、最多風向データは1990年～2010年の21年間

※詳細な気象データは資料編に掲載

第5節 社会的現況

災害は、地形、気象等の自然条件や都市化等の社会条件によって、被害の程度が違ってくる。被害を拡大する要因として、気象の変化、都市化の拡大や高齢化の進展、社会防災力の変化などが考えられる。

室蘭市の社会的情勢の推移は、表1のとおりである。

1 人口

本市の人口は、昭和45年をピークに減少を続け、平成17年の国勢調査では10万人を割った。しかし65歳以上の人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は約34%と、高齢化が急速に進展している。

地域別では、蘭西で約23千人、蘭東約48千人、蘭北約18千人と蘭東周辺に約半数の人口が集中している。

2 生活環境の変化

人口減少が続いている中で、市街化区域はほとんど変動がないことから、市街地における人口密度の低下（空洞化）が顕著になっている。また、日常生活で、電気、上下水道、電話、ガス等は欠かせないものとなっており、災害発生により、ライフライン施設が被災して機能に支障が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

表1 室蘭市の社会的情勢の推移

区 分	単位	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
総人口	人	109,766	103,278	98,372	94,535	88,564
65才以上人口(内数)	人	18,475	22,088	25,272	27,699	30,118
構成率	%	16.8	21.3	25.7	29.3	34.1
世帯数	世帯	45,999	45,759	45,266	45,029	43,616
市街化区域面積	km ²	35.88	35.95	35.95	35.95	35.96
人口集中地区面積	km ²	28.4	27.9	28.0	27.9	26.7
人口集中地区内人口	人	93,720	85,251	80,623	77,222	69,665
給水人口	人	109,109	103,191	98,724	94,388	87,784
水洗化世帯数	世帯	32,997	36,714	42,166	44,477	43,980
都市ガス需要家戸数	戸	38,41	39,926	38,551	36,212	34,584

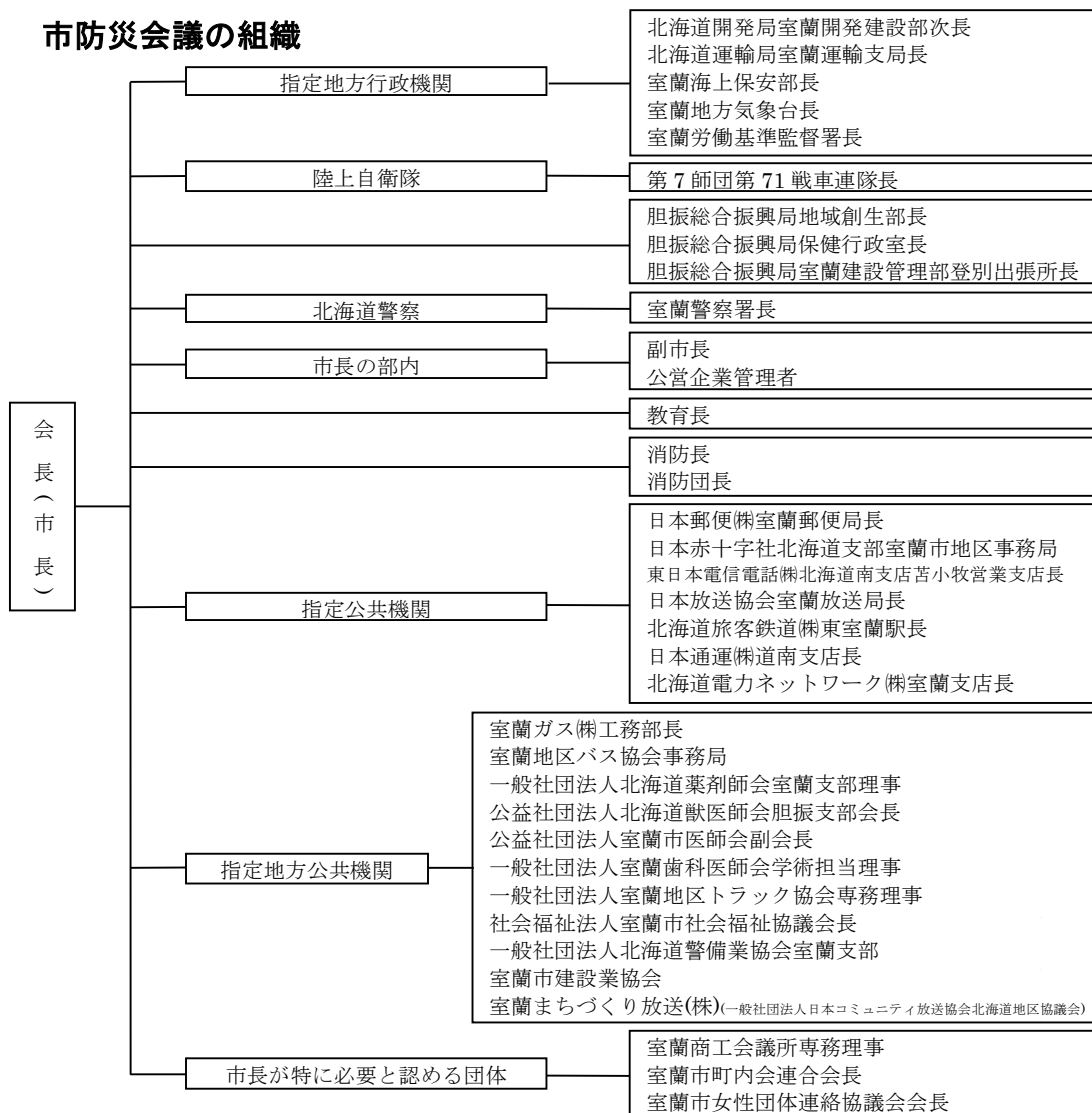
(注) 総人口、世帯数、人口集中地区面積及び人口は、国勢調査(10月1日)の数値であり、その他は各年度末の数値である。

第3章 防災組織

第1節 市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、室蘭市防災会議条例（昭和38年4月8日 条例第8号）第3条第5項各号に定める機関の職員等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本市の地域防災計画を作成し、その実施を図るとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである。

1 市防災会議の組織



2 市防災会議の運営

市防災会議の運営については、室蘭市防災会議条例及び室蘭市防災会議運営規程（昭和38年7月4日防災会議規程第1号）に定めるところによる。
室蘭市防災会議委員名簿、防災会議条例及び防災会議運営規程を資料編に掲載。

第2節 災害対策本部

1 組織及び業務分担

市災害対策本部、警戒本部及び非常配備体制の組織及び業務分担は、室蘭市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）に定めるところの他、次表、別表1、別表2、別表3、別表4のとおりとする。

組織の主な業務分担

組織名	主な業務
共通事項	各部所管施設の被害状況調査及び報告 避難所（主に土砂災害警戒時）の開設及び運営
総務部	災害対策本部の設置及び運営 避難所開設及び運営状況の全体取りまとめ 市民・報道機関への広報 資機材・燃料及び物資の調達 罹災証明・被災確認証明の発行
企画財政部	資機材・燃料及び物資の運搬 民間建物の被害状況調査
生活環境部	避難所開設の調整及び運営 町内会・自治会への連絡 災害による廃棄物・清掃処理及び消毒
保健福祉部	福祉団体及び施設との連絡調整 避難行動要支援者の避難 予防接種及び健康調査 避難所運営の補助
経済部	商工・農水産・観光・市場の災害融資などの相談及び対策 避難所運営の補助
都市建設部	道路・河川・公園・市営住宅の管理保全及び応急措置 応急危険度判定 民有地・民間建築物の被害状況調査及び復旧助言
港湾部	港湾施設の管理保全及び応急措置 海事関係団体との連絡調整
水道部	上下水道施設の管理保全及び応急措置 断水地域に対する給水及び広報
教育部	児童・生徒及び教職員の避難及び臨時休校の調整 避難所開設の調整及び運営
消防本部	救助・救命救護及び搬送 消火・災害の警戒及び防御活動 行方不明者の搜索
市議会事務局	議員及び議会関係者への連絡調整
市立室蘭総合病院	入院及び通院患者の応急対策 負傷者の救急医療及び他医療機関との患者受け入れ

2 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市本部は、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害・事故が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

室蘭市災害対策本部設置基準

災害種別	災害対策本部設置基準
風水害	① 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮・波浪）が発表されたとき ② 多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難勧告等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
地震・津波	① 震度5強以上の地震が発生したとき ② 本市沿岸に大津波警報（特別警報）が発表されたとき ③ 地震・津波による大規模な被害発生したとき
大事故災害 （大規模火災、海上、道路災害等）	① 被害が大規模なとき ② 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき

(2) 協議事項

市本部は、被災状況を収集・把握するとともに、市計画の定めるところにより、次の事項を協議し、速やかに応急対策を決定し、それぞれの任務に当たらせる。

- ① 本部の非常配備体制（災害対策本部・警戒本部）の決定及び廃止に関すること
- ② 避難所開設・避難勧告・避難指示（緊急）及びそれに関わる体制確保に関すること
- ③ 自衛隊・道及び他市町村への応援要請の意思決定に関すること
- ④ 災害応急対策及びそれに要する経費の執行に関すること
- ⑤ 市民（報道機関・議会）への広報・発表に関すること
- ⑥ その他災害対策の重要事項に関すること

※避難所開設に向けた流れ

防災対策課⇒災害対策本部（警戒本部）の設置及び開催⇒避難所（地区の学校施設か町内会館等を指定）の開設指示⇒各所管部署による開設準備⇒市民周知及び必要備品搬入並びに運営職員の配置⇒必要に応じて各部から避難所運営職員応援（災害対策本部からの指示）⇒避難所の開設状況等を把握（防災対策課）⇒災害対策本部から避難所閉鎖指示⇒市民周知及び閉鎖準備⇒避難所閉鎖及び搬入備品並びに職員撤収。（避難所の運営については、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対

策計画 第4節 避難対策計画 (P91))

(3) 設置場所

市本部は、室蘭市役所内（2階大会議室）に置く。ただし、災害の状況等から判断し応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、防災センター内（指揮本部室）又は、他の場所に置くことができる。

(4) 他の機関職員の派遣要請

市本部長は、災害応急対策を円滑に実施し、及び相互の連絡調整を図るため必要と認めたときは、市防災会議の構成機関である指定地方行政機関、陸上自衛隊、北海道、北海道警察、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、市本部に連絡員として、当該機関職員の派遣を要請することができるものとし、要請を受けた機関はこれに応じるよう努めるものとする。（この要請は、基本法第29条第2項に規定する職員の派遣の要請とは異なるものである。）

(5) 設置の周知

市本部を設置したときは、その建物の玄関及び部屋の入口に表示し、直ちに設置時刻及び設置場所を、北海道胆振総合振興局及び市防災会議委員に通知するとともに、報道機関を通じて市民に周知するものとする。

(6) 市本部長の代理

市災害対策本部条例第2条第2項に基づき、市本部長に事故あるとき、副本部長（副市長）がその職務を代理する。

(7) 市本部の廃止

市本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害対策活動が完了したときは、市本部を廃止する。廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。

(8) 災害対応執務室の設置

職員を待機させ市本部や関係各課の情報を共有し、災害対応を円滑に行うため、災害対応執務室を設置する。

① 設置場所 2階3号会議室

（ただし、災害の状況等から判断し他の場所に設置することもある）

② 災害対応執務室には以下の機能を確保するよう努める

- ア 電話及びFAX
- イ パソコン及びプリンター
- ウ 照明（投光機・懐中電灯）
- エ 発電機

3 警戒本部の設置基準

市長は、次の基準の一に該当し、組織的に予防・応急対策を実施する必要があると認めるときは、警戒本部を設置するものとする。

警戒本部は、市長を本部長とし、総務部総括班及び関係する部・班をもって構成する。警戒本部を設置し、又はこれを廃止したときは、災害対策本部の設置及び廃止の規定に準じて、関係機関及び市民に対する周知を図るものとする。

室蘭市警戒本部設置基準

災害種別	警戒本部設置基準
風水害	① 大型の台風の接近等で被害の発生が予想されるとき ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき ③ 避難勧告等の応急対策が必要なとき ④ 水防法に基づく洪水予報等が発表されたとき ⑤ 交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき
地震・津波	① 震度5弱の地震が発生したとき ② 本市沿岸に津波警報が発表されたとき ③ 地震・津波による被害が発生したとき
大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	① 人命の救助救出及び被害者対策が必要なとき ② 避難勧告等の応急対策が必要なとき

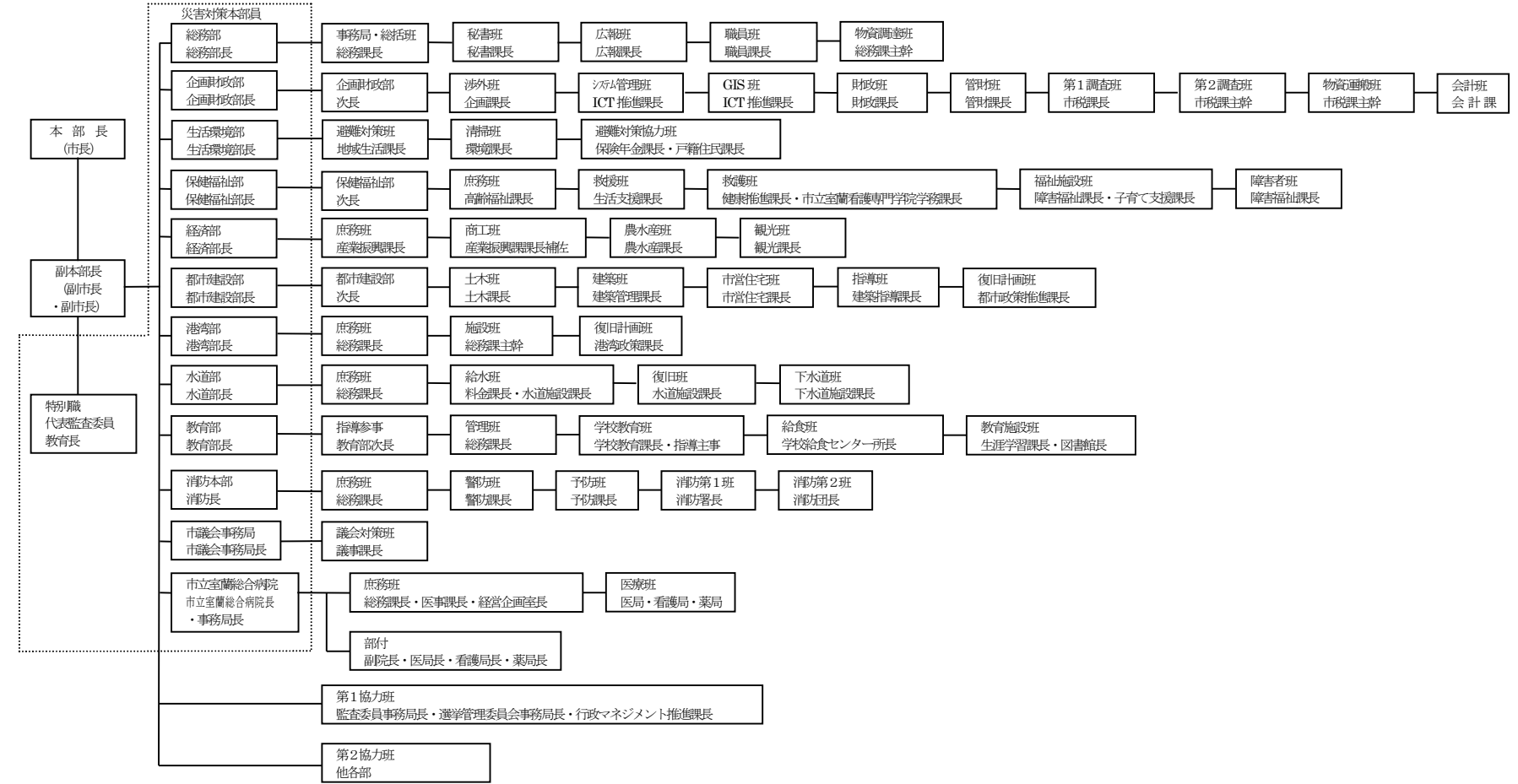
4 非常配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、次の基準の一に該当する場合、市本部の設置の有無にかかわらず、関係各班は非常配備体制をとる。

室蘭市非常配備体制基準

災害種別	非常配備体制基準
風水害	① 防災気象情報が発表され、住家や人的被害等の災害が発生又は発生のおそれがあるとき
地震・津波	① 震度4の地震が発生したとき ② 本市沿岸に津波注意報が発表されたとき
大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	① 住家や人的被害等の災害が発生又は発生のおそれがあるとき

別表1 室蘭市災害対策本部組織図



別表2 市本部業務分担表

*各班は、災害規模・対応過程において必要に応じ部内各班及び各部の応援を行う。

総務部

班名	業務分担
事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部の設営に関すること 2 市本部の庶務及び災害に関する文書の收受発送に関すること 3 市防災会議に関すること 4 北海道及び中央関係省庁に対する要望に関すること 5 災害に関する被害状況収集及び知事等への報告に関すること 6 警察署その他の防災関係機関との連絡調整及び情報の交換に関すること 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること 8 避難のための勧告又は指示の統制に関すること 9 防災行政無線の統制に関すること 10 救助法の適用申請に関すること 11 災害時相互応援協定等に基づく応援要請に関すること 12 罹災証明の発行に関すること 13 庁舎の電気、暖房、電話及び電信の管理並びに確保に関すること 14 各部班との連絡調整に関すること 15 その他、他の部班に属さない事項に関すること 16 本庁舎の被害状況調査及び報告に関すること 17 外国人居住者の被災状況調査及び支援対策に関すること 18 避難所開設及び運営状況の全体取りまとめに関すること
秘書班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部長、副本部長及び本部付職員の動静に関すること 2 災害視察等の来客の応接に関すること
広報班 (広報課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報に関すること 2 被災地での広聴活動及び連絡に関すること 3 報道機関に対する情報提供及び報道協力依頼に関すること 4 災害時の記録写真撮影に関すること 5 地域コミュニティーFM (FMびゅー) との連絡調整に関すること
職員班 (職員課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員計画及び非常招集に関すること 2 災害対策従事職員の食料及び寝具等の調達供給に関すること 3 災害対策従事職員の健康管理及び公務災害に関すること 4 災害応急対策に必要な臨時職員の任用に関すること 5 国及び他の自治体に対する職員の派遣要請及び受け入れに関すること

物資調達班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部使用資機材・燃料及び物資の調達に関する事 2 各部・班の依頼に基づく災害対策用資機材・燃料及び物資の購入並びに応急対策工事等の契約に関する事
----------------	---

企画財政部

班 名	業 務 分 担
渉外班 (企画課) (東京事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関する事 2 国、道及び関係機関への陳情等の調整に関する事 3 中央省庁及び関係機関に対する要望伝達及び連絡調整に関する事 4 中央の情報収集に関する事
システム管理班 (ICT 推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるシステム及びネットワーク等の管理運用に関する事 2 市本部・避難所運営等使用 PC・プリンター等情報機器の手配及び整備に関する事 3 システム及びネットワーク等被害調査及び復旧に関する事
GIS 班 (ICT 推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における避難対象者数の把握に関する事 2 被害箇所確認地図の作製に関する事
財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る予算の補正、流用及び配当並びに経理に関する事 2 災害復旧予算の編成及び資金の調達に関する事
管財班 (管財課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有車両（消防車両を除く。）の集中管理及び配車並びに車両用燃料の確保に関する事 2 市有財産（他の部に属するものを除く。）の被害状況調査及び報告に関する事 3 被災地への職員輸送に関する事 4 市有財産被害の集計及び損害保険の請求に関する事
第1 調査班 (市税課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間建物の被害状況調査及び報告に関する事 2 被災者の納税相談に関する事
第2 調査班 (市税課)	
物資運搬班 (市税課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材・燃料及び物資や備蓄品の運搬に関する事
会計班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策経費の出納に関する事

生活環境部

班 名	業 務 分 担
避難対策班 (地域生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 施設の避難所開設の調整及び運営に関すること 3 所管施設の被害状況の調査及び報告に関すること 4 町内会・自治会・自主防災組織との連絡調整に関すること 5 伝染病予防及び消毒に関すること 6 遺体の処理及び埋葬に関すること 7 家庭動物等の取扱いに関すること
清掃班 (環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地区の清掃及び汚物の処理に関すること 2 災害による廃棄物の処理に関すること 3 清掃事業所等の被害状況の調査及び報告に関すること
避難対策協力班 (保険年金課) (戸籍住民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所における避難者の人員調査及び名簿の作成に関すること 2 避難対策班業務への協力に関すること 3 施設の被害状況調査及び報告に関すること

保健福祉部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (高齢福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 救援物資の調達、保管及び供給計画に関すること 3 日本赤十字社北海道支部室蘭市地区、室蘭市社会福祉協議会その他の福祉団体等との連絡調整に関すること 4 災害ボランティア活動の調整に関すること 5 義援金品の受領、保管及び配分計画に関すること 6 被災者に対する弔慰金及び見舞金の支給並びに貸付金に関すること 7 社会福祉施設の被災状況調査及び報告に関すること 8 避難行動要支援者（高齢者）の避難に関すること 9 福祉避難所に関すること
救援班 (生活支援課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び避難者に対する食料品（備蓄品除く）、被服、寝具その他衣料及び生活必需品の給与又は貸与に関すること 2 被災者の生活保護に関すること 3 避難行動要支援者（高齢者・障がい者）の避難支援に関すること

救護班 (健康推進課) (市立室蘭看護専門学院学務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設に関する事 2 災害時における救急医療体制の企画立案に関する事 3 室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、室蘭保健所及び医療部との連絡調整に関する事 4 予防接種及び健康調査等に関する事 5 管理施設の被害調査及び報告に関する事 6 施設の避難所開設の調整及び運営に関する事
福祉施設班 (障害福祉課) (子育て支援課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所者及び利用者の安全確保に関する事 2 施設の避難所開設の調整及び運営に関する事 3 福祉避難所の開設に関する事。 4 管理施設の被害調査及び報告に関する事
障害者班 (障害福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の被災状況調査及び支援対策に関する事 2 避難行動要支援者(障がい者)の避難に関する事

経済部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (産業振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関する事 2 部内の応急復旧対策の調整に関する事
商工班 (産業振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工関係の被害状況調査及び報告に関する事 2 商工被害の対策に関する事 3 中小企業者に対する災害融資等の相談及び対策に関する事
農水産班 (農水産課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用施設、農作物及び水産関係の被害状況調査及び報告に関する事 2 津波情報の漁業関係者への伝達に関する事 3 治山及び治水対策に関する事 4 農水産関係者に対する災害融資等の相談及び対策に関する事 5 公設地方卸売市場の被害状況調査及び報告に関する事 6 生鮮食料品の入荷対策に関する事
観光班 (観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設等の被害状況調査及び報告に関する事 2 所管施設入館者の安全確保に関する事 3 施設の避難所開設の調整及び運営に関する事 4 水族館飼育魚類及び動物の安全管理に関する事 5 観光施設被害の対策に関する事

都市建設部

班 名	業 務 分 担
土木班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 部内の応急復旧対策の調整に関すること 3 応急対策用資材の調達に関すること 4 公共土木施設の管理保全及び応急措置に関すること 5 公共土木施設の被害状況調査及び報告に関すること 6 公共土木施設の復旧対策に関すること 7 都市下水路の管理保全及び応急措置に関すること 8 その他の土木災害対策に関すること 9 公園施設の被害状況調査及び報告に関すること 10 公園施設の管理保全及び応急措置に関すること 11 公園施設の復旧対策に関すること
建築班 (建築管理課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物の被害状況調査及び報告に関すること 2 仮設避難所及び応急仮設住宅の建設に関すること 3 公共建築物の応急修理に関すること 4 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること
市営住宅班 (市営住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害状況調査及び報告に関すること 2 市営住宅の管理保全及び応急措置に関すること 3 被災者の市営住宅の入居に関すること
指導班 (建築指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民有地・民間建築物の被害状況調査及び報告に関すること 2 民間建築物、工作物及び宅地の復旧助言に関すること 3 被災建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること 4 宅地及び建物の制度融資又は貸付相談に関すること
復旧計画班 (都市政策推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の各班業務への応援に関すること 2 災害復旧の総合計画策定に関すること 3 空き家対策に関すること

港湾部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関する事 2 海事関係団体との連絡調整に関する事 3 船舶の借上げ及び海上輸送に関する事 4 港湾関係者及び付近住民への津波情報の伝達に関する事
施設班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾区域内、臨港地区内の公共施設（以下「港湾関係施設」という。）の管理保全及び応急措置に関する事 2 港湾関係施設（民間施設含む）の被害状況調査及び報告に関する事 3 港湾関係施設の復旧対策に関する事
復旧計画班 (港湾政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資輸送、災害援助に関する事 2 港湾関係施設（民間施設含む）の被害状況調査及び報告に関する事 3 港湾関係施設の災害復旧計画策定に関する事

水道部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関する事 2 資機材の調達及び部内各班への支給に関する事 3 部内の応急対策従事職員に対する救護及び給食に関する事
給水班 (料金課 ・水道施設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用者の被害状況調査及び報告に関する事 2 使用者の復旧工事の相談に関する事 3 断水地域に対する運搬給水及びその広報に関する事
復旧班 (水道施設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の管理保全及び応急措置に関する事 2 水道施設の被害状況調査及び報告に関する事 3 水道施設の復旧対策に関する事 4 配水調整及び水質保全に関する事 5 水道施設の保守に関する事
下水道班 (下水道施設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査及び報告に関する事 2 下水道施設の復旧対策に関する事

教育部

班 名	業 務 分 担
管理班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 学校施設の被害状況調査及び報告並びに応急措置に関すること 3 学校施設の復旧対策及び代替教育施設の確保に関すること 4 学校施設の避難所開設の調整及び運営に関すること
学校教育班 (学校教育課) (指導主事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること 2 被災児童・生徒に対する教科書の供与及び就学援助に関すること 3 児童・生徒の保健に関すること 4 児童・生徒の集団避難及び臨時休校の調整に関すること 5 教職員の動員及び確保に関すること 6 災害時における学校運営、学習指導及び生徒指導に関すること
給食班 (学校給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食施設の管理保全及び応急措置に関すること 2 学校給食センターの被害状況調査及び報告に関すること 3 災害時における学校給食の確保対策に関すること
教育施設班 (生涯学習課) (図書館)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設、文化財の被害状況調査及び報告に関すること 2 教育施設利用者の安全確保に関すること 3 教育施設の避難所開設の調整及び運営に関すること

消防本部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 消防資機材及び緊急物資の調達並びに補給に関すること 3 部内の応急対策従事職員に対する救護及び給食に関すること 4 消防施設の被害状況調査及び報告に関すること 5 消防団員の招集に関すること 6 各部との連絡調整に関すること
警防班 (警防課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のすう向及び消防力の洞察に関すること 2 消防資機材の配置に関すること 3 広域消防応援協定の運用に関すること 4 災害活動の記録に関すること 5 現場水利の統制に関すること 6 その他警防に関すること
予防班 (予防課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防及び警告周知に関すること 2 災害の情報収集及び連絡報告に関すること 3 大規模火災の原因及び被害の調査に関すること 4 災害記録に関すること 5 火災に係る罹災証明書の発行に関すること 6 その他予防に関すること
消防第1班 (消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防通信指令に関すること 2 災害の警戒及び防御に関すること 3 人命救助及び破壊消防に関すること 4 負傷者の救命救護及び搬送に関すること 5 消防職員の招集及び消防団員への連絡に関すること 6 警戒区域の設定に関すること 7 行方不明者の捜索・収容に関すること 8 その他消防活動に関すること
消防第2班 (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒及び防御に関すること 2 災害現場警戒線の設定に関すること 3 破壊消防及び残火整理に関すること 4 人命救助及び避難誘導並びに救護に関すること 5 行方不明者の捜索・収容に関すること 6 その他消防活動に関すること

市議会事務局

班 名	業 務 分 担
議会对策班 (議事課)	1 議員及び議会関係者に対する連絡調整に関すること 2 災害時における議会の対応に関すること

市立室蘭総合病院

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課) (医事課) (経営企画室)	1 病院施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 病院施設の電気、暖房、電話及び電信の管理並びに確保に関すること 3 他の医療機関からの患者受け入れに関すること 4 救護班の編成及び派遣に関すること 5 医師、看護師その他医療従事職員の緊急動員に関すること
医療班 (医局) (看護局) (薬局)	1 負傷者の救急医療に関すること 2 入院及び通院患者の移送又は避難に関すること

協力班 (監査委員事務局、選挙管理委員会、行政マネジメント推進課)

班 名	業 務 分 担
第1協力班 (監査委員事務局) (選挙管理委員会事務局) (行政マネジメント推進課)	1 市本部長の特命事項に関すること 2 各部班業務への応援に関すること
第2協力班 (他各部)	

別表3 職員の非常配備体制表

区分	災害の種別	配 備 体 制
第一種配備	災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合	警戒や情報連絡のため、次の部・班をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 総務部 事務局・総括班 企画財政部 管財班 生活環境部 避難対策班 清掃班 避難対策協力班 保健福祉部 庶務班 救護班 福祉施設班 経済部 庶務班 農水産班 観光班 都市建設部 土木班 市営住宅班 港湾部 庶務班 施設班 水道部 庶務班 給水班 復旧班 下水道班 教育部 管理班 学校教育班 給食班 教育施設班 消防本部 庶務班 警防班 予防班 消防第1班
第二種配備	局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	次の部、班をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。 総務部 事務局・総括班 広報班 物資調達班 企画財政部 管財班 GIS班 第1調査班 物資運搬班 生活環境部 避難対策班 清掃班 避難対策協力班 保健福祉部 庶務班 救援班 救護班 福祉施設班 障害者班 経済部 庶務班 商工班 農水産班 観光班 都市建設部 土木班 市営住宅班 指導班 港湾部 庶務班 施設班 復旧計画班 水道部 庶務班 給水班 復旧班 下水道班 教育部 管理班 学校教育班 給食班 教育施設班 消防本部 庶務班 警防班 予防班 消防第1班 消防第2班 他各部 第1協力班
第三種配備	市全域にわたる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	災害対策本部の全員で当たるもので、状況によりそれぞれ災害応急活動を実施し、そのまま災害対策本部に移行できる体制とする。
その他必要事項 各部長及び班長は、あらかじめ災害の種別及び規模に応じて、次により職員の動員計画を立てておくものとし、これを本部長に提出しなければならない。これを変更した場合も同様とする。 1 災害の種別及び配備体制により動員させる人員、車両等 2 部下職員の住所及び非常招集の場合の連絡方法		

別表4 職員の非常配備基準

自主参集とは、非常招集の連絡を待たずに参集すること。尚、参集に当たっては、情報を確認し、安全の確保に十分に配慮しつつ速やかに参集すること。

区分	災害の種別	細区分	配備基準	配備体制	夜間・休日
第一種配備	災害の発生が予想され警戒を必要とする場合	A	「大雨・洪水警報」に関する情報を気象台から入手したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）	—
		B	本市沿岸に「津波注意報」が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 農水産班（農水産課）、港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課）	自主参集
		C	「暴風・暴風雪警報」が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）	—
		D①	震度4（※1）の地震が発生したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）	自主参集
		D②	震度4（※1）の地震が発生し、かつ各所管施設に被害が発生したとき。 ※1：市内2箇所の震度観測点のうち、どちらか大きい方の値をいう	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、企画財政部 管財班（管財課） 生活環境部 避難対策班（地域生活課） 清掃班（環境課） 避難対策協力班（戸籍住民課） 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 救護班（健康推進課） 福祉施設班（障害福祉課、子育て支援課） 経済部 庶務班（産業振興課） 農水産班（農水産課） 観光班（観光課） 都市建設部 土木班（土木課） 市営住宅班（市営住宅課） 港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課） 復旧計画班（港湾政策課） 水道部 庶務班（総務課） 給水班（料金課・水道施設課） 復旧班（水道施設課） 下水道班（下水道施設課） 教育部 管理班（総務課） 学校教育班（学校教育課、指導主事） 給食班（学校給食センター） 教育施設班（生涯学習課）	—
		※消防本部の配備については、消防長の指示による。 ※そのほか、本部長が当該配備を指令したとき。			消防本部 庶務班（総務課） 警防班（警防課） 予防班（予防課） 消防第1班（消防署） 消防第2班（消防団）
第二種配備	局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	A①	「大雨・洪水警報」が発表され、又は現に局地的な被害が発生したとき。（※ただし、A②の場合を除く）	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課） 広報班（広報課） 企画財政部 管財班（管財課）、生活環境部 避難対策班（地域生活課） 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 障害者班（障害福祉課）、経済部 農水産班（農水産課） 都市建設部 土木班（土木課） 指導班（建築指導課） 港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課） 復旧計画班（港湾政策課）、水道部 下水道班（下水道施設課）	自主参集
		A②	「大雨警報（土砂災害）」、又は「大雨・暴風・洪水・高潮」警報の内、2種類以上が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課） 広報班（広報課）、企画財政部 GIS班（ICT推進課） ※避難所運営班（市税課、地域生活課、保険年金課、産業振興課、（教）総務課、生涯学習課、子育て支援課、生活支援課） ※物資運搬班（市税課） ※避難所開設マニュアルによる班分けを示す	—
		B	本市沿岸に「津波警報」が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 農水産班（農水産課） 港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課） 復旧計画班（港湾政策課）	自主参集
		C	「暴風・暴風雪警報」が発表され、かつ局地的な被害が発生したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 農水産班（農水産課） 都市建設部 土木班（土木課） 住宅班（市営住宅課） 港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課） 復旧計画班（港湾政策課）、教育部 学校教育班（学校教育課、指導主事）	自主参集
		D	5弱（※1）の地震が発生したとき、又は地震や津波により市内で被害が発生したとき。 ※1：市内2箇所の震度観測点のうち、どちらか大きい方の値をいう	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課） 広報班（広報課）、企画財政部 管財班（管財課） 第1調査班（市税課） 生活環境部 避難対策班（地域生活課） 清掃班（環境課） 避難対策協力班（戸籍住民課） 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 救援班（生活支援課） 救護班（健康推進課 市立室蘭看護専門学校） 福祉施設班（障害福祉課、子育て支援課） 障害者班（障害福祉課） 経済部 庶務班（産業振興課） 商工班（産業振興課） 農水産班（農水産課） 観光班（観光課） 都市建設部 土木班（土木課） 市営住宅班（市営住宅課） 指導班（建築指導課） 港湾部 港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課） 復旧計画班（港湾政策課） 水道部 庶務班（総務課） 給水班（料金課・水道施設課） 復旧班（水道施設課） 下水道班（下水道施設課） 教育部 管理班（総務課） 学校教育班（学校教育課、指導主事） 給食班（学校給食センター） 教育施設班（生涯学習課、図書館）	自主参集
		E	一般火災で第3種出動が指令され、消防本部が配備を要請したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、企画財政部 第1調査班（市税課）、生活環境部 避難対策班（地域生活課）、 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 救援班（生活支援課） 救護班（健康推進課 市立室蘭看護専門学校） 障害者班（障害福祉課） 経済部 商工班（産業振興課）、都市建設部 市営住宅班（市営住宅課）、	—
		F	石油コンビナート火災出動が指令され、消防本部が配備を要請したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 商工班（産業振興課） 港湾部 庶務班（総務課） 施設班（総務課） 復旧計画班（港湾政策課）	—
		G	災害対策本部、警戒本部が設置されたとき。 ※消防本部の配備については、消防長の指示による。 ※協力班の配備については、本部長の指示による。 ※そのほか、本部長が当該配備を指令したとき。	第二種配備の職員 消防本部 庶務班（総務課） 警防班（警防課） 予防班（予防課） 消防第1班（消防署） 消防第2班（消防団） 他各部 第1協力班（監査委員事務局、選挙管理委員会、行政マネジメント推進課） ※上記の部・班によりあたるもので、災害の発生とともにそのまままたちに非常活動を開始できる体制とする。	—
第三種配備	市全域にわたる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	A	震度5強以上の地震が発生したとき。	—	自主参集
		B	本市沿岸に「大津波警報」が発表されたとき。	災害対策本部の全員であたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動を実施し、そのまま災害対策本部に移行できる体制とする。	自主参集
		C	市内全域にわたり災害が発生し、被害が甚大であるとき（又は、被害が甚大になると予想され、本部長が当該配備を指令したとき。） ※消防本部の配備については、消防長の指示による。	※震度5強以上の地震又は大津波警報が発令された場合は、自動的に災害対策本部を設置する。	自主参集